

「（仮称）鎌倉市海岸下水道排水設備の使用に関する条例」の概要

1 条例制定の趣旨

周辺市街地の住環境の整備と海浜環境の改善を図るため、由比ガ浜海岸及び材木座海岸において敷設を予定している海岸下水道排水設備の使用条件や使用料を定める条例を制定することで、当該設備が適切に活用されることを目指します。

2 条例の構成と内容

目的	この条例の制定目的として、本市の一部海岸に敷設する海岸下水道排水設備の使用について必要な事項を定めるものとします。							
定義	条例では用語を次のように定義します。 <table><tr><td>汚水</td><td>下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する汚水。</td></tr><tr><td>海岸下水道排水設備</td><td>別図に掲げる区域内に市が管理・運営する排水設備（以下「排水設備」という。）。 </td></tr><tr><td>使用者</td><td>汚水を排水設備に排除してこれを使用する者。</td></tr></table>		汚水	下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する汚水。	海岸下水道排水設備	別図に掲げる区域内に市が管理・運営する排水設備（以下「排水設備」という。）。	使用者	汚水を排水設備に排除してこれを使用する者。
汚水	下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する汚水。							
海岸下水道排水設備	別図に掲げる区域内に市が管理・運営する排水設備（以下「排水設備」という。）。							
使用者	汚水を排水設備に排除してこれを使用する者。							
排水設備使用の条件等	排水設備使用の条件等について定めます。 ○別図に掲げる区域内で汚水を排出しようとするものは、排水設備に接続することができる。ただし、次に定めるところによらなければならない。 ・排水設備に設けられた各汚水枳に、使用者の汚水を排除するための管を接続し、使用すること。接続の工法については、排水設備を損傷させないものとする。 ・厨房等に起因する油が汚水に混入するおそれがある場合は、グリストラップを設置すること。 ・排水設備への接続に必要な諸費用は、使用者自らが負担すること。 ・使用後接続した排水管を撤去し、原状回復すること。 ○排水設備に接続しようとする者は、市の承認を得なくてはならない。 ○使用者の汚水を排除するための排水管の撤去が完了した後、使用者は市に報告しなくてはならない。 ○汚水枳への接続に関する設計及び工事は、一部の場合を除き鎌倉市下水道条例（昭和46年6月17日条例第2号）第5条に規定する下水道指定工事店でなければ行ってはならない。							
排水設備の使用料等	排水設備の使用料等について定めます。 ○排水設備の使用について、使用者から使用料を徴収するものとし、当該使用料は、1接続、1日あたり市が別途算定する金額(3,000円程度を予定)とする。ただし、使用者を原因としない何らかの不具合により排水設備への汚水を排除ができない場合は、それらの日数は含めないものとする。							

	○使用料は、使用者からの報告に基づき徴収する。 ○市長は、公益上特に必要がある等の場合において、使用料の全部又は一部を免除することができる。
水質の基準等	使用者は水質を著しく損なう汚水を排除してはならない。また排水設備や公共下水道を損傷するおそれのあるものを流してはならない。
排除の停止又は制限等	排水設備使用の制限等について定めます。 ○排水設備への排除について、排水設備又は公共下水道を損傷するおそれがある等の場合に該当するときは、排除を停止させ、又は制限することができる。 ○使用者は、自己の責めに帰すべき理由により承認を受けた行為に起因して排水設備や公共下水道を損傷し、又は当該損傷に伴い事故を生じさせる場合は、その損害を賠償しなければならない。 ○市長は、法令又はこの条例の規定に違反している者や承認に付した条件に違反している者等に対し、承認を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止若しくは変更、原状回復その他の必要な措置を命ずることができる。 処分又は命令によって使用者等に損失を生じても、市はその責めを負わない。

3 条例施行時期

令和7年（2025年）7月1日予定

(別図)

材木座海岸



由比ガ浜海岸

